

# 滝沢市新型インフルエンザ等対策行動計画

策定 平成 26年 10月

改定 令和 8年 3月

滝沢市

# <目次>

<b>第1章 新型インフルエンザ等対策行動計画の概要</b>	<b>1</b>
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	1
（1）感染症危機を取り巻く状況	1
（2）新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	2
（3）新型コロナウイルス感染症対応での経験	4
2 市行動計画の策定及び改定	5
（1）市行動計画の策定及び改定の趣旨	5
（2）市行動計画の位置付け及び計画期間	7
<b>第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</b>	<b>8</b>
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	8
（1）対策の目的及び基本的な戦略	8
（2）対策の基本的な考え方	9
（3）有事のシナリオの想定	10
（4）時期区分の設定	11
（5）対策実施上の留意事項	13
（6）対策推進のための役割分担	17
2 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	20
（1）主な対策項目	20
（2）各対策項目の基本的な考え方	21
（3）複数の対策項目に共通する横断的な視点	23
3 市行動計画の実効性を確保するための取組等	24
（1）市行動計画の実効性確保	24
（2）新型インフルエンザ等対策の実施体制	25
<b>第3章 新型インフルエンザ等対策の各項目の取組</b>	<b>27</b>
1 実施体制	27
（1）準備期	27
（2）初動期	28
（3）対応期	29
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	30
（1）準備期	30
（2）初動期	31
（3）対応期	32
3 まん延防止	34
（1）準備期	34
（2）初動期	34
（3）対応期	35

4	ワクチン	36
(1)	準備期	36
(2)	初動期	38
(3)	対応期	39
5	保健	41
(1)	準備期	41
(2)	初動期	41
(3)	対応期	41
6	物資	42
(1)	準備期	42
(2)	初動期	42
(3)	対応期	42
7	市民生活及び市民経済の安定の確保	43
(1)	準備期	43
(2)	初動期	44
(3)	対応期	45
用語解説		47

# 第1章 新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

## 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

### (1) 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。

また、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年以降「新型コロナウイルス感染症」（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症<sup>※1</sup>等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機<sup>※2</sup>が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能であることから、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として、人獣共通感染症であるものも想定されることから、パンデミックを予防するためにも、ワンヘルス<sup>※3</sup>の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野での、横断的な取組が求められている。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

**※1 新興感染症**

かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症をいう。

**※2 感染症危機**

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。

**※3 ワンヘルス**

人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組む概念。

## (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになる可能性がある。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性<sup>※4</sup>の高さから社会的影響が大きいものが発生し、これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下「特措法」という。)は、病原性<sup>※5</sup>が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小とすることを目的として、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の役割のほか、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置<sup>※6</sup>、緊急事態措置<sup>※7</sup>等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして、具体的には次の3つが定められている。

### ※4 感染性

「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

### ※5 病原性

「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

### ※6 まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

### ※7 緊急事態措置

特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、ならびに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体ならびに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

① 新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症）

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルス又はかつて世界的規模で流行したウイルスを病原体とする感染症により、国民が当該感染症に対する免疫を獲得していない又は現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。

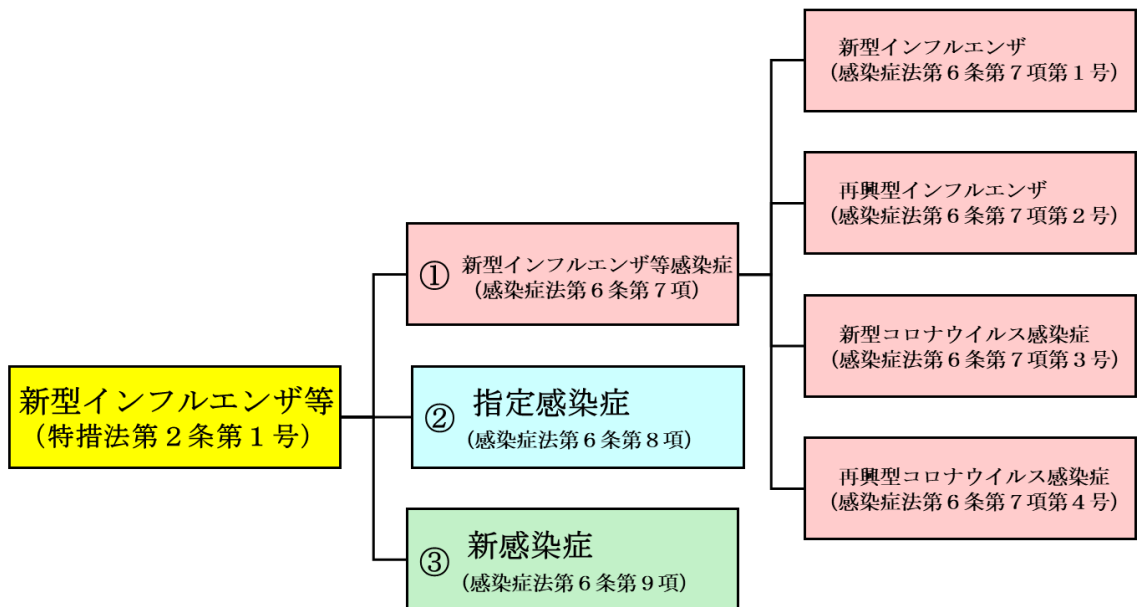
② 指定感染症

既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。

③ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。

【図表 1】 感染症及び特措法における感染症の分類



### (3) 新型コロナウイルス感染症対応での経験

令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月には国内初の新型コロナの感染者が確認された。

その後、同月には閣議決定による「新型コロナウイルス感染症対策本部」（以下「政府コロナ対策本部」という。）が設置され、同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府コロナ対策本部の設置、基本的対処方針<sup>※8</sup>の作成が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

本県においては、令和2年2月に、「岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部」（以下「県コロナ対策本部」という。）を設置、本市においても「滝沢市新型コロナウイルス感染症対策本部」（以下「市コロナ対策本部」という。）を設置し対応に当たった。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年5月8日、新型コロナを感染症法上の5類感染症に位置付けることとされ、同日に政府コロナ対策本部、県コロナ対策本部及び市コロナ対策本部が廃止された。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、市民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活をはじめとする市民生活の安定にも大きな脅威となることである。

感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナ対応では、全ての市民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機に備えることが重要である。

#### ※8 基本的対処方針

特措法第18条の規定に基づき、政府対策本部が作成する新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

## 2 市行動計画の策定及び改定

### (1) 市行動計画の策定及び改定の趣旨

国では、特措法が制定される前の平成17年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、本県においても、これを踏まえた取組を進めるため、平成18年に「岩手県新型インフルエンザ対策対応方針」を作成した。

また、国では、平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の経験を経て、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。本県においても、従来の「岩手県新型インフルエンザ対策対応方針」を全面的に見直し、発生段階の分類など国の新型インフルエンザ対策行動計画との整合性を図りつつ、「岩手県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

さらに、国において、新型インフルエンザ等対策の実効性をより高めるための法制の検討が重ねられ、平成24年4月に、特措法が制定され、平成25年には、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が策定された。本県においても、「岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を策定する際の基準となるべき事項等を定めた。本市では、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、平成26年10月に「滝沢市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。

今般、国において、新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、政府行動計画が令和6年7月に改定され、県行動計画も令和7年3月に改定されたことから、それらを踏まえて、市行動計画を改定するものである。

【図表 2】 国、県及び本市の新型インフルエンザ等対策の経緯

年	月	国	県	市
平成17年 (2005年)	12月	新型インフルエンザ 対策行動計画 策定		
平成18年 (2006年)	1月		岩手県新型インフルエンザ 対策対応方針 策定	
平成21年 (2009年)	2月	新型インフルエンザ 対策行動計画 改定		
	4月	新型インフルエンザ (A/H1N1) が発生		
平成22年 (2010年)	9月		岩手県新型インフルエンザ 対策行動計画 策定	
平成23年 (2011年)	9月	新型インフルエンザ 対策行動計画 改定		
平成25年 (2013年)	4月	新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行		
	6月	新型インフルエンザ等 対策政府行動計画 策定		
	12月		岩手県新型インフルエンザ等 対策行動計画 策定	
平成26年 (2013年)	10月			滝沢市新型インフルエンザ等 対策行動計画 策定
令和2年 (2020年)	1月	新型コロナが国内で初確認		
	2月	新型コロナを感染症法上の「指定感染症」に指定		
	3月	新型コロナを特措法の適用対象とする暫定措置		
令和3年 (2021年)	2月	新型コロナを感染症法上の 「新型インフルエンザ等感染症 (2類相当)」に位置付け		
令和5年 (2023年)	5月	新型コロナを感染症法上の位置付けが「5類感染症」に移行		
令和6年 (2024年)	7月	新型インフルエンザ等 対策政府行動計画 全面改定		
令和7年 (2025年)	3月		岩手県新型インフルエンザ等 対策行動計画 全面改定	
令和8年 (2026年)	3月			滝沢市新型インフルエンザ等 対策行動計画 全面改定

## (2) 市行動計画の位置付け及び計画期間

市行動計画は、特措法第8条に基づき、滝沢市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び県行動計画に基づく市町村行動計画に位置づけられるものである。

また、市行動計画は、感染症法に基づく「岩手県感染症予防計画」（以下「県予防計画<sup>※9</sup>」という。）及び医療法に基づく「岩手県保健医療計画」（以下「県医療計画<sup>※10</sup>」という。）等との関係計画と整合を図る。

なお、国において、新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、概ね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行い、所要の措置を講ずるとしており、県は、政府行動計画の改定を踏まえ、県行動計画の改定を行うとしている。以上のことから、市は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、市行動計画の改定を行う。

**※9 県予防計画**

感染症法第10条に規定する、都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。

**※10 県医療計画**

医療法第30条の4第1項の規定に基づき、都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

#### (1) 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内、県内及び市内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には市民の多くが、り患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

#### ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### ② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制することを基本とし、リスク評価等を踏まえ、必要に応じて感染拡大防止対策の切替えを円滑に行う。
- ・ 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の策定や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

(2) 対策の基本的な考え方

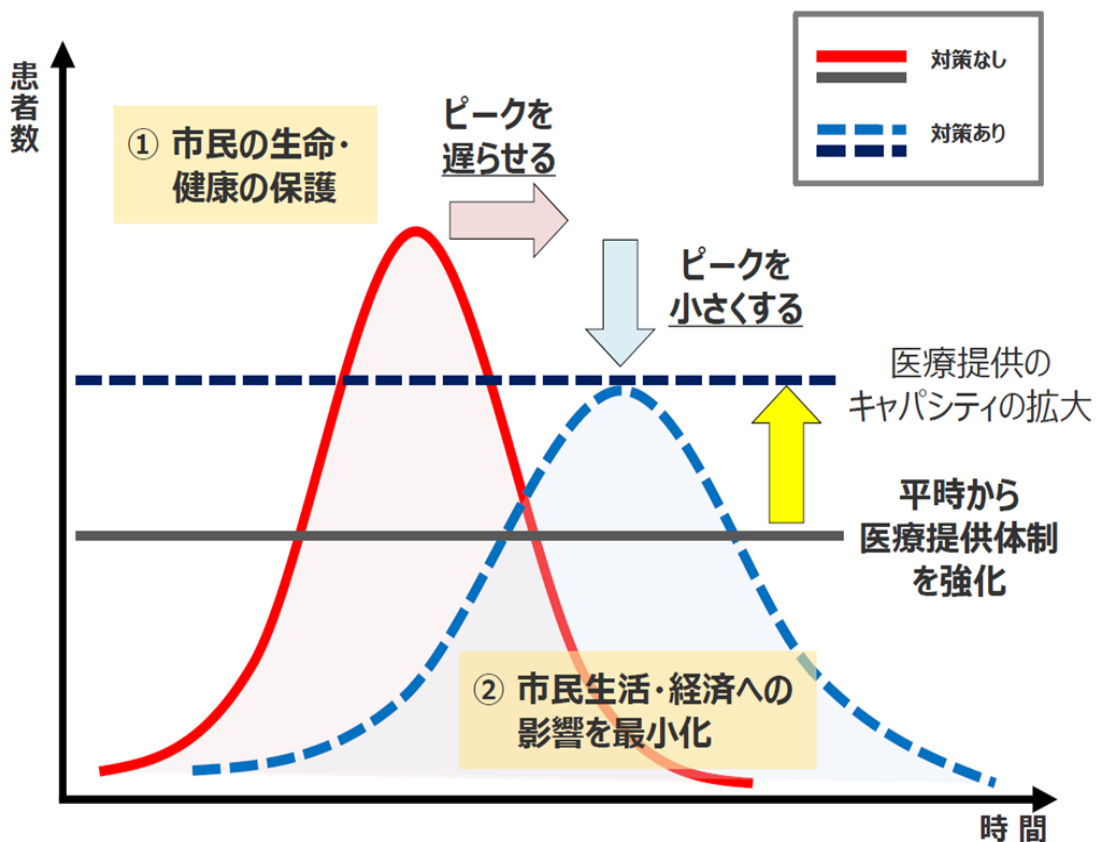
新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する必要があり、過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、その対策の選択肢を示すものとする。

本市では、国と県の方針及び科学的知見等を踏まえ、地域の実情を考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた対応を目指す。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性及び実行の可能性等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

【図表 3】 新型インフルエンザ等対策の効果の概念



### (3) 有事のシナリオの想定

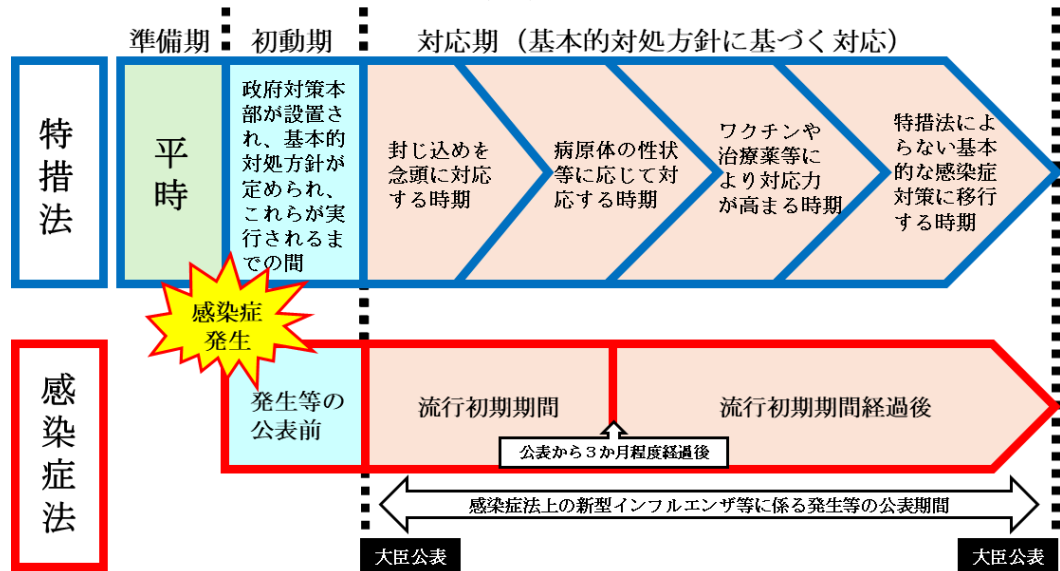
過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、次の内容を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、リスク評価等を踏まえ、必要に応じて対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

(4) 時期区分の設定

前述の有事のシナリオの想定を踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応し、対策を切り替えるべきタイミングを明確化するため、準備期、初動期、対応期の3つの時期区分を設定する。

【図表4】感染症法及び特措法における感染症の分類



※ 感染症法に基づく「流行初期期間」（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後3か月程度）は、市行動計画上の初動期の終盤から対応期「病原体の性状等に応じて対応する時期」又は「ワクチンや治療薬により対応力が高まる時期」にかけての期間に相当し、「流行初期期間経過後」は、市行動計画上の対応期「病原体の性状等に応じて対応する時期」又は「ワクチンや治療薬により対応力が高まる時期」以降に相当すると考えられる（ただし、一概に定義づけられるものではない）。

※ 対応期の「ワクチンや治療薬により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

ア 準備期

時期区分	対策の方向性
準備期 平時	<ul style="list-style-type: none"> <li>水際対策の実施体制構築に係る国や県等との連携</li> <li>地域における医療提供体制の整備</li> <li>市民等に対する啓発や業務継続計画等の策定</li> <li>D Xの推進や人材育成</li> <li>実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善 等</li> </ul>

イ 初動期

時期区分	対策の方向性	有事のシナリオ
初動期 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに初動対応の体制に切り替えを実施</li> <li>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を実施</li> </ul>	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて対応する。

ウ 対応期

時期区分		対策の方向性	有事のシナリオ
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県等と連携し、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を実施</li> <li>・常に新しい情報を収集、分析し、対策の必要性を評価し、さらに情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えを実施</li> <li>・定期的に観察と評価を行い、状況の進展に応じて必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを実施</li> </ul>	<p>政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパネミックワクチン等の対応を開始し、検査、診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。</p>
	県内で感染が拡大し病原体の性状等に応じて対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県、市町村、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行うが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定されるため状況に応じて臨機応変に対処を実施</li> <li>・地域の実情等に応じて、市が県と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を実施</li> </ul>	<p>感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制すべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。</p>
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、対策を切り替えを実施</li> </ul>	<p>ワクチンや治療薬等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。</p>
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を実施</li> </ul>	<p>最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。</p>

## (5) 対策実施上の留意事項

新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画等に基づき、県、他市町村または指定（地方）公共機関<sup>※11</sup>と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### ※11 指定（地方）公共機関

特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

## ア 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、次の取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立すること等を可能とする。

### (ア) 発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

### (イ) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

### (ウ) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民と共有し、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや県の訓練への参加等を通じて、平時の備えについて点検や改善を行う。

## (エ) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション<sup>※12</sup>等について県と連携して平時からの取組を進める。

### ※12 リスクコミュニケーション

個人・機関・集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念をいう。

## (オ) DXの推進や人材育成等

DXは、市の業務負担の軽減や関係者の連携強化、医療情報の有効活用等が期待できることから、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力の向上を目指して、国の動向を踏まえ、DXを推進する。

また、感染症危機管理の対応能力を向上させるため、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

## イ リスク評価等を踏まえた感染拡大防止対策の切替え

次の取組により、対策の切替えを円滑に行う。

### (ア) 科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。

### (イ) 医療提供体制への影響を踏まえた感染拡大防止措置

県等と連携し、有事には県予防計画及び県医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、県等と連携し、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。

### (ウ) 状況の変化を踏まえた対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化に合わせて、必要に応じて対策を切り替えることを基本として対応する。

## (エ) 対策項目ごとの時期区分

適時適切な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

## (オ) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を学校教育の現場を始め、様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。

こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有及び双方向のリスクコミュニケーションにより、適切な判断や行動を促す。特に強い行動制限（緊急事態措置等）を伴う対策を講ずる場合は、人権に十分配慮し、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

## ウ 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

特に、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意する。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とし、感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないようにする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗（ひぼう）中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。

これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があるとともに、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

## エ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

## オ 関係機関相互の連携協力の確保

「新型インフルエンザ等対策本部」（以下「政府対策本部」という。）、「岩手県新型インフルエンザ等対策本部」（以下「県対策本部」という。）及び「滝沢市新型インフルエンザ等対策本部<sup>※13</sup>」（以下「市対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、必要に応じて、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請し、県は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

### ※13 滝沢市新型インフルエンザ等対策本部

特措法第32条に規定する、市対策本部のこと。新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

## カ 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

## キ 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から医療提供体制の強化等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び県等と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

## ク 記録の作成や保存

市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

## (6) 対策推進のための役割分担

### ア 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究のほか、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力に努め、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努め、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関<sup>※14</sup>は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等が発生した際には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、新型インフルエンザ等対策推進会議<sup>※15</sup>等の意見を聴きつつ、対策を進めるほか、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

#### ※14 指定行政機関

特措法第2条第5号に規定する指定行政機関。内閣府、警察庁、防衛庁など危機管理行政において重要な役割を持つ機関が指定されている。

#### ※15 新型インフルエンザ等対策推進会議

特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策の推進を図るための会議。

### イ 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進し、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

このため、県は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養

等の対応能力について、計画的に準備を行い、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する盛岡市と感染症指定医療機関<sup>※16</sup>等で構成される「岩手県感染症連携協議会」（以下「県連携協議会」という。）を通じ、予防計画等について協議を行い、毎年度、予防計画に基づく取組状況を国に報告し、進捗確認を行う。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

**※16 感染症指定医療機関**

感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、本県行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

- ・ 「特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。
- ・ 「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。
- ・ 「第二種感染症指定医療機関」とは、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

**ウ 市の役割**

新型インフルエンザ等が発生した場合、基本的対処方針に基づき、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市民に最も近い行政単位として、市民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や市町村等と緊密な連携を図る。

**エ 医療機関の役割**

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県連携協議会を活用した地域の関係機関との連携を進める。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

## オ 指定（地方）公共団体の役割

指定（地方）公共機関は新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、国や地方公共団体と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策を実施する。

## カ 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

## キ 一般の事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。

特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う。

## ク 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 2 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

### (1) 主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、次の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

①	実施体制
②	情報提供・共有、リスクコミュニケーション
③	まん延防止
④	ワクチン
⑤	保健
⑥	物資
⑦	市民生活及び市民経済の安定の確保

## (2) 各対策項目の基本的な考え方

市行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。

そのため、次に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本的な考え方を理解し、全体像や相互の連携を意識しながら対策を行う。

### ア ① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康に加え、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、平時より、国、県、他市町村及び医療機関等との連携を図る。

また、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### イ ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別の発生や、偽・誤情報が広まるおそれがある。そのような中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行うためには、その時点で把握している科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行うことが求められる。

その上で、市民、県、医療機関、事業者等と各種情報及びその見方を共有することで、市民等が適切に判断し、行動できるようにする。このため、平時から市民等の感染症に対する理解を深め、感染症危機に対する意識を高めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制の整備や取組を進める。

### ウ ③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とし、医療提供と併せ、状況に応じたまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供のキャパシティの範囲内に収める。特に、有効な治療薬がない場合や予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から、まん延防止対策は重要な施策となる。その上で、大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、国が迅速にまん延防止等重点

措置や緊急事態措置の実施について判断し、本市がその対象区域となった際は、県独自の宣言等も踏まえ、他市町村と連携し、市民へ措置内容の周知や各種要請等への協力を呼びかける。一方で、こうした措置により市民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は対策を実施するため必要最小限とすべきことや、社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、状況の変化に応じて対策を見直す。

## エ ④ ワクチン

ワクチンの接種を通じて、個人の感染や発症・重症化を防ぐことにより、受診患者、入院患者又は重症者の数を減少させ、医療提供体制のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康の保護に加え、社会経済活動に及ぼす影響を最小限にとどめるため、県及び市は、医療機関や事業者、関係機関等と連携し、平時からワクチン接種の具体的な体制や実施方法を準備する。

## オ ⑤ 保健

県は、新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、感染症有事の際に、圏域ごとに情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対応業務を担うほか、保健所及び環境保健研究センター等は、検査の実施及びその結果分析等による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から市町村等への情報提供・共有まで重要な役割を担うことから、市は、平時から県と迅速な情報共有のあり方の検討と連携の基盤作りを行うとともに、有事においては県が行う感染症対応業務を支援・協力する。

## カ ⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれることから、感染症対策物資等の不足により、新型インフルエンザ等対策業務の円滑な実施が滞ることのないよう、平時から備蓄等を推進する。

## キ ⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等が発生した場合は、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が生じる可能性があるため、市は、事業者や市民へ有事に備えた取組等に関する啓発を行う。

さらに、有事には国が迅速に財政支援など所要の措置を講じ、県及び市は、それらの措置の活用や地方債の発行も選択肢として、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策・支援を講じる。

また、事業者や市民は、平時の準備をもとに、自ら事業継続や感染防止に努める。

**(3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点**

対策の実効性を向上させるため、次の3つ視点については、複数の項目に共通して考慮する。

①	人材育成
②	国、県及び市町村との連携
③	D X (デジタル・トランスフォーメーション) の推進

**ア ① 人材育成**

感染症危機への対応能力を向上させるため、平時から、中長期的な視野に立って、継続的に感染症危機管理を担う人材を育成するため、国及び県が実施する訓練や研修等に積極的に参加する。

また、新型コロナ対応の経験を有する者の知見の共有や、災害発生時の全庁的な体制や対応も参考とした市主催の訓練や研修の実施により、人材を育成する。

**イ ② 国、県及び市町村との連携**

新型インフルエンザ等の対応に当たって、国が基本的対処方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施や独自の宣言を地域の実情に応じて行う。

また、市町村は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されている。新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国、県及び市町村の連携体制を平時から整えておくことが重要であり、共同の訓練等を行い、連携体制を確認し、必要に応じて改善していく。

**ウ ③ D X (デジタル・トランスフォーメーション) の推進**

近年取組が進みつつあるD Xは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療D Xを含め、感染症危機対応に備えたD Xを推進していくことが不可欠である。

### 3 市行動計画の実効性を確保するための取組等

#### (1) 市行動計画の実効性確保

##### ア 新型インフルエンザ等への備え

市行動計画は、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにするための手段であり、自然災害への対応と同様に、平時の備えを維持・向上させていくことが不可欠である。

このため、市民や事業者、関係機関が幅広く対応することとなった新型コロナ対応の経験を踏まえ、訓練や研修、啓発活動等を通じて、平時から新型インフルエンザ等に備える。

##### イ 実践的な訓練等の実施や連携体制の確認

訓練等の実施により、平時の備えについて点検し、改善していく。訓練等の際には、関係機関に対しても、共同で実施を呼びかけるとともに、国及び県が実施する訓練に積極的に参加し、連携体制を確認する。

##### ウ 定期的なフォローアップと見直し

訓練により得られた改善点や、新興感染症等について新たに得られた知見など、状況の変化に合わせて、関係機関からの意見も参考に、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、市行動計画を改定する。

(2) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

ア 市対策本部等の設置基準

対策を迅速かつ的確に講じるために、平時からその実施体制を整備し、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、市対策本部のほか「滝沢市新型インフルエンザ等連絡室」（以下「市連絡室」という。）又は「滝沢市新型インフルエンザ等警戒本部」（以下「市警戒本部」という。）を設置する。

新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部が設置された場合は、県において県対策本部が設置されるが、市においても市長を本部長とする市対策本部を感染状況等を踏まえて設置する。

【図表 5】 市対策本部等の設置基準

時 期	初動期		対応期	
段 階	疑い	発生		
発 生 地 域	発生の疑いが把握されたとき	発生が確認され政府対策本部又は県対策本部が設置されるまで	政府対策本部又は県対策本部が設置されたとき	緊急事態宣言がされたとき
海 外	市連絡室	市連絡室又は市警戒本部	特措法に基づかない市対策本部	特措法に基づく市対策本部
国 内				
県 内				

イ 市対策本部等の構成等

市対策本部等の構成等は、次のとおりとする。なお、詳細の役割等については別に定める。

【図表 6】 本部の構成及び役割

	市連絡室	市警戒本部	市対策本部
構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○室長 健康こども部長</li> <li>○次長 健康づくり課長</li> <li>○室員                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり課員</li> <li>・室長が必要と認める者</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本部長 副市長</li> <li>○副本部長 健康こども部長</li> <li>○本部員                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部長級職員</li> <li>・本部長が必要と認める者</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本部長 市長</li> <li>○副本部長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・副市長</li> <li>・教育長</li> </ul> </li> <li>○本部員                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部長級職員</li> <li>・本部長が必要と認める者</li> <li>・消防長等※</li> </ul> </li> </ul>
設置基準	<p>新たな感染症等の発生の疑いが国内外で把握されたとき、又は新たな感染症等の発生が海外で確認されたとき。</p>	<p>新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部又は県対策本部が設置されるまでの間に設置。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部又は県対策本部が設置されたとき。</li> <li>・特措法第32条の「緊急事態宣言」が公示されたときは、同法第34条に基づく対策本部として設置する。</li> </ul>
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集、情報提供</li> <li>・初動体制の確認</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集、情報提供</li> <li>・初動体制の確認</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生動向の把握</li> <li>・感染抑制、予防対策の実施</li> <li>・適切な医療の提供</li> <li>・社会機能の維持</li> <li>・国、県等との連絡調整</li> <li>・市民への正確な情報提供</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>

※緊急事態宣言公示の場合には、特措法の規定に基づき、消防長又はその指名する消防吏員が本部員となる

## 第3章 新型インフルエンザ等対策の各項目の取組

### 1 実施体制

#### (1) 準備期

##### ア 行動計画等の改定及び体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画の内容を確認するとともに、市行動計画を改定する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取する。
- ② 市は、有事において、各種対策を実施するために必要な人員を確保し、通常業務の中で維持・延期・縮小・中止する業務等を明確化するため、「滝沢市業務継続計画」（以下「市BCP」という。）の内容を確認するとともに、必要に応じて改定する。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の育成に努める。

##### イ 実践的な訓練の実施

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、初動対応の訓練や想定される各業務等の実践的な訓練・研修を実施する。

##### ウ 国及び県等との連携強化

- ① 市は、国、県、市町村及び指定（地方）公共機関と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 市は、県及び指定（地方）公共機関と、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

**(2) 初動期****ア 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置**

- ① 市は、国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 市は、必要に応じて、(1) 準備期 ア を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

**イ 迅速な対策の実施に必要な予算の確保**

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

### (3) 対応期

#### ア 基本となる実施体制の在り方

市は、市対策本部設置後においては、速やかに次の実施体制をとる。

#### (ア) 対策の実施体制

- ① 市は、国の基本的対処方針や県の対応や独自の宣言に基づき、他市町村の情報も踏まえ、市が実施すべき必要な新型インフルエンザ等対策を協議、実施する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

#### (イ) 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

#### (ウ) 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

#### イ 緊急事態措置の手続き

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

#### ウ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

## 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### (1) 準備期

#### ア 感染症に関する情報提供・共有

- ① 市は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、ホームページ等を活用しながら、分かりやすい情報提供・共有を行う。
- ② 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではないことや、このような偏見・差別により患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げにもなること等についても啓発する。

#### イ 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備

市は、有事における、迅速かつ的確な情報提供・共有の在り方を検討し、高齢者、子ども等に配慮しつつ、県、関係機関・団体等も含め、相互に情報提供・共有を円滑に行うことができる連携体制の構築に努める。

#### ウ 双方向のコミュニケーションの実施

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの問い合わせや相談に対応できる相談窓口を設置できるよう、県と連携し必要な準備を進める。

## (2) 初動期

### ア 迅速な情報提供・共有

- ① 市は、準備期に整備した方法等を踏まえ、ホームページ等を活用し、迅速に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染症対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容につながる啓発を行うとともに、冷静に対応するよう周知する。
- ② 市は、市民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども等にも適切に配慮しつつ、理解しやすい内容や方法で情報提供・共有を行う。
- ③ 市は、市民の情報収集の利便性向上のため、国や関係機関等による情報も一体的に閲覧できるようホームページを整備する。
- ④ 市は、関係機関・団体等を通じた情報提供・共有を行う。
- ⑤ 市は、国が示す新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等をもとに、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。その際、特に市内での発生初期において発生状況を公表する場合は、本人の同意の必要性を確認し、個人の特定につながらないように、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

### イ 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、国が作成したQ&A等による情報提供・共有を行うとともに、県や関係団体等と連携し、不安を感じた市民等からの多様な相談に対応するための総合的な相談窓口を設置するなど、相談体制を整備する。
- ② 市は、市民等からの問合せや相談内容から、関心の高い情報等を整理した上で情報提供・共有を行うなど、双方向のリスクコミュニケーションに努める。

### ウ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 市は、(1) 準備期 ア(ア) ② の偏見・差別を防止するための啓発を継続する。
- ② 市は、科学的根拠が不確かな情報など、偽・誤情報が拡散している場合は、その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し丁寧に提供・共有することにより、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

### (3) 対応期

#### ア 迅速な情報提供・共有

市は、(2) 初動期 ア の情報提供・共有を継続する。

#### イ 双方向のコミュニケーションの実施

市は、(2) 初動期 イ の双方向のコミュニケーションを継続し、相談窓口を拡充するなど、相談体制を強化する。

#### ウ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、(2) 初動期 ウ 偏見・差別を防止するための啓発や、偽・誤情報への対応を継続する。

#### エ リスク評価に基づく方針の決定・見直し

##### (ア) 封じ込めを念頭に対応する時期

- ① 市は、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。
- ② 市は、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、国が国民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者における速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠に基づいて分かりやすく説明する。

##### (イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ① 市は、病原体の性状等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等を見直すことを検討する。
- ② 市は、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明する。

**(ウ) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期**

- ① 市は、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。
- ② 市は、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層について、丁寧に情報提供・共有を行う。

### 3 まん延防止

#### (1) 準備期

##### 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策の実施や、感染を広げないように不要不急の外出を控えること等の有事の対応について、平時から理解促進に努める。
- ② 市は県や他市町村と連携し、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請などを行う場合の、有事に実施される可能性のある個人や事業者に対するまん延防止対策への理解促進に努める。

#### (2) 初動期

##### まん延防止対策の準備

- ① 市は、市におけるまん延に備え、市BCPに基づく対応の準備を行う。
- ② 市は、病原体の性状や感染状況、市民生活及び社会経済活動に関するデータ・指標など、まん延防止対策の参考となる情報の収集・分析結果を踏まえて、市民等に対して注意喚起や感染症対策への協力を呼びかける。

**(3) 対応期****ア 感染症対策に係る理解や協力**

市は、(1) 準備期 (2) 初動期 感染症対策に係る理解や協力の促進を継続し、他市町村と連携し、市民に対して、基本的な感染症対策のほか、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等も勧奨し、必要に応じて、それらの取組の徹底を要請する。

**イ 市民に対する要請等**

- ① 市は、県が集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなど感染リスクが高まる場所への外出自粛や、都道府県間の移動の自粛を要請した際は、市においても協力を求める。
- ② 市は、県がまん延防止等重点措置として、営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないこと等を要請した際は、市においても協力を求める。

**ウ 事業者に対する要請等**

- ① 市は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、または徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の従業員への配慮等を協力要請する。
- ② 市は、国及び県からの要請に基づき、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

**エ 学校等に対する要請等**

- ① 市は、感染状況、病原体の性状等を踏まえ、必要に応じて、学校や保育施設等における感染症対策に関する情報を提供・共有する。
- ② 市は、国の方針や地域の感染状況等を踏まえ、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を適切に行うよう学校に要請する。

## 4 ワクチン

### (1) 準備期

#### ア ワクチンの接種に必要な資材等について

- ① 市は、平時から予防接種に必要となる資材等の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。
- ② 市は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県との連携の方法及び役割分担について協議の上、県におけるワクチンの流通体制の構築に協力する。

### イ 接種体制の検討

#### (ア) 接種体制

市は県と連携し、必要に応じ、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

#### (イ) 特定接種<sup>※17</sup>

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により特定接種を実施する。
- ② 市は、国からの要請に基づき、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制の構築に係る準備を行う。

#### ※17 特定接種

感特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

特定接種の対象となり得る者は次のとおり。

- ① 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

**(ウ) 住民接種<sup>※18</sup>**

- ① 県は、まん延防止上緊急の必要がある場合に臨時に予防接種を行うほか、市町村に対して臨時の予防接種を指示することができるため、市は、区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ② 市は、円滑な接種の実施のため、国が整備したシステムを活用して医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地域以外の対象者の接種を可能にするよう取組を進める。
- ③ 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

**※18 住民接種**

特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

**(エ) 情報提供・共有**

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

## (2) 初動期

### ア 接種体制

市は、国が示す特定接種又は住民接種の優先順位の考え方、ワクチンの供給量、必要な資材、接種の実施方法、予算措置等に関する情報を踏まえ、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など、医師会等の関係者と連携し、接種体制の構築を進める。

### イ 特定接種

市は、医療関係団体の協力を得て、接種に係る医療従事者や接種会場の確保など、集団的な接種を基本とした特定接種の準備を進める。

### ウ 住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 市は、接種の準備に当たっては、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行うほか、外部委託を検討するなど、業務負担の軽減を図る。
- ③ 市は、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医療関係団体等の協力を得て、その確保を図る。

### エ 情報提供・共有

市は、(1) 準備期 イ (エ) 情報提供・共有を継続する。

### (3) 対応期

#### ア ワクチンの確保について

- ① 市は、ワクチンについては、国から各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等に割り当てる。
- ② 市は、ワクチンの供給の滞りや偏在等が生じた場合には、速やかに市内の在庫状況及び不足数量等を取りまとめ、県に対して地域間の融通等を行うよう求める。

#### イ ワクチン接種の実施

##### (ア) 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき、接種を行うとともに、国、県及び関係機関に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の判断により追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国、県及び医療機関と連携して接種体制の継続的な整備に努める。

##### (イ) 特定接種

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### (ウ) 住民接種

- ① 市は、国が示す接種順位に基づき、初動期までに整理した接種体制に加え、速やかに予約受付方法を構築するなど接種の準備を進め、接種を希望する者への接種を開始する。
- ② 市は、必要に応じて、医療機関以外の公的な施設を会場として活用し、接種会場を増設することを検討する。
- ③ 市は、高齢者施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部門や医療関係団体と連携した接種体制を確保する。
- ④ 市は、地方公共団体間での接種歴の確認による接種誤りの防止や、接種を受けた者が当該接種の記録を閲覧できるよう、国が整備したシステム等を活用し、接種記録を適切に管理する。

**(エ) 情報提供・共有**

市は、(1) 準備期 イ (エ) 情報提供・共有を継続し、予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

**(オ) 健康被害救済**

- ① 市は、予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付を行う。なお、給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

## 5 保健

### (1) 準備期

#### 連携体制の構築

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県、保健所、近隣市町、医療機関及び消防機関等の関係機関等と意見交換等を通じ、連携を強化する。
- ② 市は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）<sup>※19</sup>について、有事の際に活用できるように体制を整備する。

#### ※19 医療機関等情報支援システム（G-MIS）

G-MIS（Gathering Medical Information System の略）は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。

### (2) 初動期

#### 有事体制への移行準備

市は、県や保健所と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状等を踏まえた、必要な物資及び資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。

### (3) 対応期

#### 健康観察<sup>※20</sup>及び生活支援

- ① 市は、県や保健所が実施する健康観察に協力する。
- ② 市は、県や保健所から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

#### ※20 健康観察

感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

## 6 物資

### (1) 準備期

#### 感染症対策物資及び資材の備蓄等

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資及び資材を備蓄する。なお、当該物資及び資材は、避難所用の備蓄物資等と相互に兼ねることができる。
- ② 市は、民間業者等と感染症対策物資及び資材に係る協定を締結する等、関係物資等の確保に努める。

### (2) 初動期

#### 感染症対策物資及び資材の確保に向けた確認

市は、感染症対策物資及び資材の備蓄状況を随時確認し、必要に応じて、協定を締結している民間業者等と連絡を取り、関係物資等の確保に向けた準備を進める。

### (3) 対応期

#### 感染症対策物資及び資材の確保

市は、県、国及び協定締結の民間企業等と連携し、関係物資等を確保する。

## 7 市民生活及び市民経済の安定の確保

### (1) 準備期

#### ア 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### イ 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、県及び国等と連携して、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組の整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

#### ウ 物資及び資材の備蓄の勧奨

市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### エ 火葬体制の構築

市は、県及び国と連携し、関係する広域を含めた火葬場の火葬能力等施設の状況を把握し、火葬の実施体制の確認をする。

## (2) 初動期

### ア 生活関連物資等<sup>※21</sup>の安定供給に関する呼びかけ

市は県と連携し、市民等に対して、生活関連物資等の購入に当たって、適切な消費行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格高騰、買占め及び売惜しみを生じさせないよう呼びかける。

**※21 生活関連物資等**

食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資。

### イ 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその手続を検討する。

### ウ 遺体の火葬・安置

市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった際に、県を通じて国からの要請があった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

**(3) 対応期****ア 市民の生活の安定の確保を対象とした対応****(ア) 心身への影響に関する施策**

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

**(イ) 生活支援を要する者への支援**

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

**(ウ) 教育及び学びの継続に関する支援**

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

**(エ) 生活関連物資等の価格の安定等**

- ① 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法及びその他の法令の規定に基づく措置や、その他適切な措置を講ずる。

**(オ) 埋葬・火葬の特例等**

- ① 市は、県を通じて国からの要請があった場合、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。(当市には火葬場がないため、参考とする。)
- ② 市は、死亡者の増加等により、火葬場が能力の限界を超える見込みとなった場合、県を通じて国からの要請があった際は、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

**イ 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応****(ア) 事業者に対する支援**

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

**(イ) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置**

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

## 用語解説

	用語	解説
あ行	医療機関等情報支援システム（G-MIS）	G-MIS（Gathering Medical Information Systemの略）は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。
	医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき、都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
	医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する、都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
	岩手県感染症連携協議会	岩手県及び保健所を設置している盛岡市が、感染症法第10条の2に規定する、主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。
か行	感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
	感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
	感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する、医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。
	基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、政府対策本部が作成する新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
	業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
	緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

	用語	解説
か行	緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
	健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
	検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する、新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
	個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
さ行	市対策本部	特措法第32条に規定する、滝沢市新型インフルエンザ等対策本部のこと。新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。
	指定感染症	感染症法第6条8項に規定する、既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。
	指定行政機関	特措法第2条第5号に規定する、指定行政機関。内閣府、警察庁、防衛庁など危機管理行政において重要な役割を持つ機関が指定されている。
	指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する、指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

	用語	解説
さ行	住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
	新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
	新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
	新感染症	感染症法第6条9項に規定する、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
	新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
	生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の県民生活との関連性が高い又は県民経済上重要な物資。
	双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む県民等が適切に判断・行動することができるよう、県や市による一方の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
た行	登録事業者	特措法第28条に規定する、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
	特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する、特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。

	用語	解説
た行	特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。 特定接種の対象となり得る者は次のとおり。 ① 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。） ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
な行	濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
は行	パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
	フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障がいや死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
ま行	まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業者を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
や行	有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
	予防計画	感染症法第10条に規定する、都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
ら行	リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
わ行	ワンヘルス	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組む概念。
英語	P D C A サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
数字	5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に5類感染症に位置付けられた。

---

## 滝沢市新型インフルエンザ等対策行動計画

— 策定 平成26年10月 —

— 改定 令和 8年 3月 —

発行：滝沢市

住所：岩手県滝沢市中鶴飼55番地

電話：（019）684-2111（代）

---